２．公共施設の現状と課題

本市に所在する公共施設（公用施設を含む。以下同じ。）のうち、市または一部事務組合が所有する施設の状況は**図表３**のとおりです。（文化財、公衆便所その他の簡易な建物を除く。）小・中学校と市営住宅が、施設面積で全施設の約６割、施設数でも約４割を占めています。

図表3

施設区分別延床面積・施設数

施設区分		面積（千㎡）	施設（建物）数	うち、他施設の内部にあるもの
市所有	庁舎・支所・出張所	16.4	13	
	福祉センター	2.7	2	
	高齢者施設	5.4	7	
	保育所・幼稚園（休・廃園含む）	10.3	37	7
	児童館・児童クラブ	0.6	4	2
	診療所	2.0	8	
	葬斎場	1.2	2	
	隣保館	3.6	12	
	コミュニティ施設	8.8	79	1
	農地・農業用施設、林業用施設	3.7	17	
	観光施設	10.0	35	
	市営住宅（集会所含む）	59.9	114	
	消防施設	2.9	25	6
	小・中学校（休・廃校、寄宿舎、教員住宅含む）	86.5	121	2
	図書館・公民館その他社会教育施設	4.7	12	3
	体育施設	8.6	3	
	上下水道施設（管路除く）	4.1	15	
	その他の施設	2.0	12	
	計	233.4	518	21
一部事務組合所有	美馬地区広域行政組合	1.4	1	
	西阿老人ホーム組合	2.0	1	
	美馬食肉センター組合	0.3	1	
	美馬環境整備組合	5.5	2	
	吉野川環境整備組合	2.0	1	
	美馬西部消防組合	1.2	8	
	計	12.4	14	
合計		245.8	532	21

また、これらの施設について建築年度別の延床面積を表したものが**図表４**です。昭和５０年代に建設された施設の延床面積が最も大きく、その後は一貫して減少して合併した平成１７年度以降ほとんど施設建設を行っていないことがわかります。

さらに、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号）に基づいて算出した各施設の耐用年数を延床面積ベースで表したものが**図表５**です。[*2]

図表4

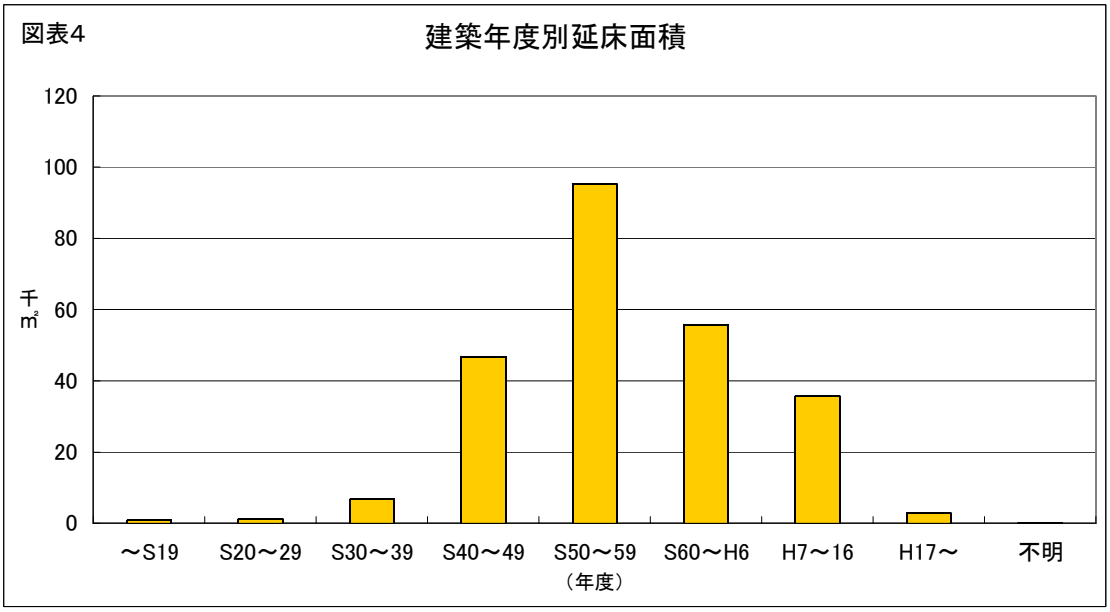

この耐用年数はあくまでも理論的なもので実際の耐用年数とは異なりますが、平成３３年度から平成４２年度に耐用年限を迎える施設の面積がピークを迎えることがわかります。

一方、平成３２年度からは「合併算定替え」と呼ばれる地方交付税（臨時財政対策債を含む。）の加算がなくなることから、非常に厳しい財政状況となる見通しで、改築や大規模修繕の財源を確保できなくなるおそれがあります。

＊２　市営住宅については、「公営住宅法第４４条第３項等に規定する国土交通大臣が定める期間」に基づいて算出しています。
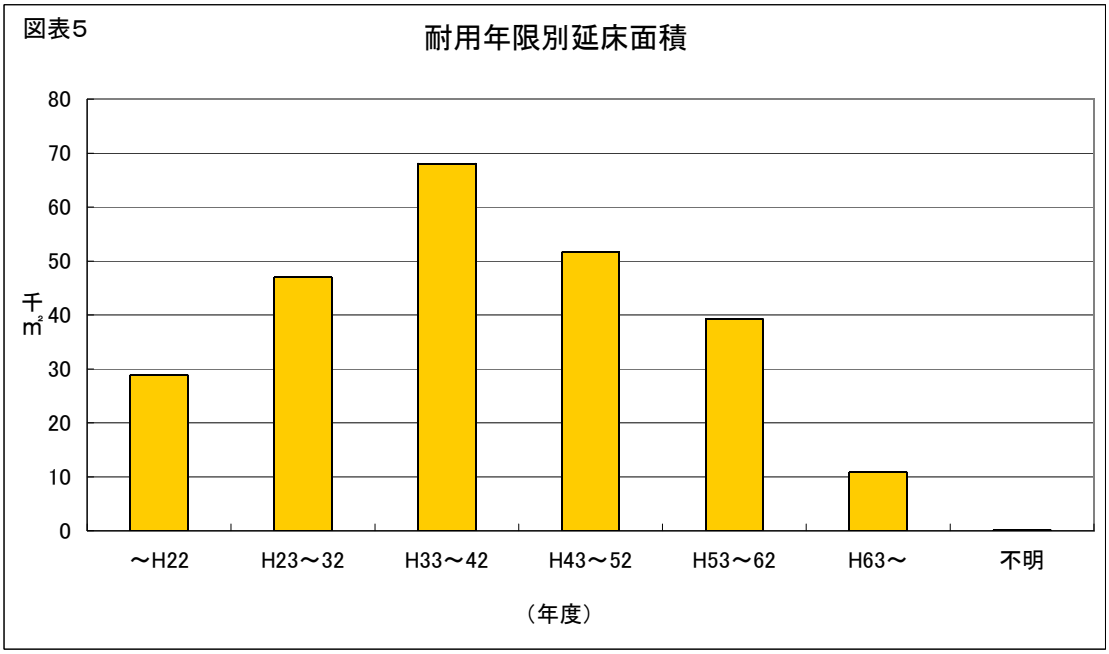
図表5